

欧米と日本の野生動物管理法制・ しくみの比較

梶 光一

東京農工大学大学院農学研究院

野生動物管理システムは過剰乱獲を防止 するための狩猟制度から発展

・ヨーロッパ(18世紀末)、北米(18～19世紀)、日本(19～20世紀)とも、狩猟が自由化されると乱獲によって、多くの種の絶滅や野生動物資源の枯渇を招いた。

・その後、ヨーロッパでは猟区制度、北米では管理ユニットを設定して捕獲数を割り当て、狩猟によって個体数管理が実施されている。

・日本は、管理地域が事業によって異なり、捕獲数の割り当て制度はない。狩猟と被害防止等を目的とした許可捕獲によって個体数管理が実施されている。シカ・イノシシの捕獲数は狩猟3割、許可捕獲7割であり、狩猟の役割は相対的に小さい。

米国の野生動物管理の目的

セオドア・「テディ」ルーズベルト
(1858 - 1919)



- 野生動物は、増加率の範囲内で持続的に利用するのであれば永続するので、再生可能な自然資源であると提案
- 保全(conservation)とは賢明な利用(wise use)であると定義

北米の野生動物管理システムの7つの原則

- 1) 公共財としての野生動物
- 2) 狩猟獣市場の排除
- 3) 法律による決定
- 4) 捕殺は合法的な目的の場合に限る
- 5) 野生動物は国家および国際的な自然資源
- 6) スポーツ狩猟は倫理的で正当な捕獲として特徴づけられる
- 7) 科学的根拠をもとにした野生動物管理指針の策定

実現のための施策と制度

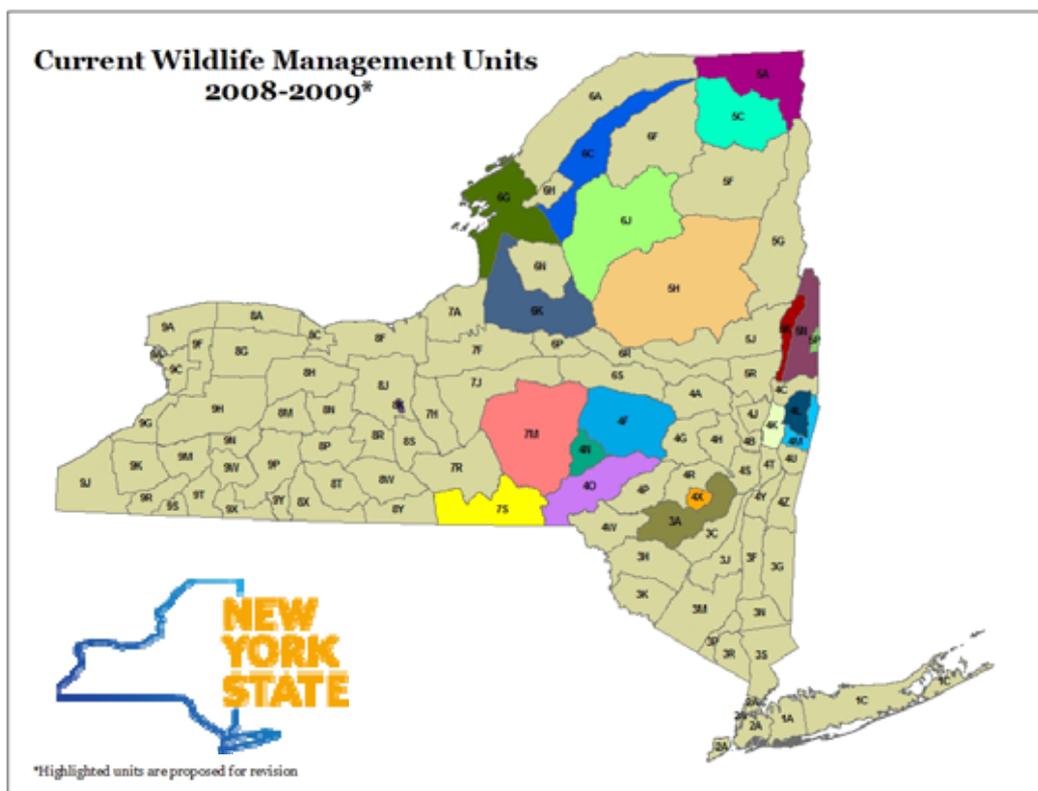
- 大学での野生動物管理のためのカリキュラム導入 1933年にウィスコンシン大学
- 資金の確保 連邦政府や州による野生動物管理・保全の予算を保証するための法律.
- 野生動物研究共同ユニット Cooperative Research Unitの導入(1935年) (38州に40unit)

連邦政府, 州機関, 大学が協力して大学院教育研究を実施

専門団体の設立 1937年に野生生物学会 (The Wildlife Society) を設立.

Certified Wildlife Biologists (認定野生動物学者) の認証

北米では州政府が管理ユニットを設定して、ユニットごとに捕獲数を設定し、狩猟によって個体数管理を実施





ヨーロッパにおける
シカの管理の
現状・課題・展望

Peter Watson
Executive Director
The Deer Initiative

www.thedeerinitiative.co.uk

『野生動物の管理システム クマ, シカ,
イノシシとの共存をめざして』(講談社)
(梶・小池編 2015)に収録

ヨーロッパのシカ管理システムに強い影響を与
えている2つの要因

- 狩猟獣の法律的な位置づけ(狩猟動物が政
府, 土地所有者, 万民, 無主物のいずれか)
- 狩猟に対する文化的な態度(狩猟の広義の
文化における役割と狩猟の歴史的過程)

狩猟獣の所有権に関する法的状態



狩猟獣の所有権に関する法的状態

狩猟獣が国民の共有物とされる国	狩猟獣が無主物とされる国
フィンランド	オーストリア
オランダ	イギリス
ポーランド	ノルウェー
リトアニア	スウェーデン
クロアチア	ベルギー
スロベニア	ドイツ
スイス	エストニア
ハンガリー	ラトビア
ルーマニア	チェコ
ポルトガル	スペイン
イタリア	



Watson

FACE 狩猟に対する態度に対する4つのモデル

北欧モデル

- ✓ 楽しみと同時に食料を得る
- ✓ 人気があり、身近なもの
- ✓ ヨーロッパの中で狩猟者率が最も高い(1/20)



中欧モデル

- ✓ 適度な(過剰な?) 狩猟管理
- ✓ 長い歴史と厳格なルール
- ✓ 主に有蹄類の管理
- ✓ 比較的狩猟者は少ない(1/300)



FACE アングロサクソンモデル

- ✓ スポーツ—紳士的態度
- ✓ 道徳規範が高い?
- ✓ プロによる狩猟管理
- ✓ エリート主義者? (1/60)
- ✓ 試験もテストも狩猟免許もない…問題?



FACE 南欧モデル

- ✓ 社交行事
- ✓ 種(の導入)よりも生息地に着目した管理
- ✓ 広くいきわたっている(1/40)



シカ管理システムには国・地方政府が狩猟管理ユニット、目標・計画・捕獲数割り当てを決定(A / B)→狩猟者協会がすべてを決定(E)タイプ、混合タイプがある

モデルA/B

モデルA/B	国(国家あるいは地域)によって課されたもの、決定されたもの	土地所有者組合/ハンター協会による提案、しかし州当局の認可が必要	土地所有者組合/ハンター協会あるいは同等のボランティア
狩猟管理区域/グループ	X		
管理目的			
管理計画			
捕獲割当/捕獲目標			
全地域捕獲割当/個人の狩猟免許	A	A	B

(例) A: フィンランド, デンマーク, スイス, フランス
B: ラトビア, ルーマニア, スロベニア

モデルC

モデルC	国(国家あるいは地域)によって課されたもの、決定されたもの	土地所有者組合/ハンター協会による提案、しかし州当局の認可が必要	土地所有者組合/ハンター協会あるいは同等のボランティア
狩猟管理区域/グループ	X		
管理目的		X	
管理計画		X	
捕獲割当/捕獲目標		X	
全地域捕獲割当/個人の狩猟免許			X

(例) リトアニア, ハンガリー, ポーランド, オーストリア, チェコスロバキア

モデルD

モデルD	国(国家あるいは地域)によって課されたもの、決定されたもの	土地所有者組合/ハンター協会による提案、しかし州当局の認可が必要	土地所有者組合/ハンター協会あるいは同等のボランティア
狩猟管理区域/グループ		X	
管理目的		X	
管理計画		X	
捕獲割当/捕獲目標		X	
全地域捕獲割当/個人の狩猟免許			X

(例) ドイツ, スロバキア, ベルギー, スペイン, イタリア

ドイツなど

モデルE

モデルE	国(国家あるいは地域)によって課されたもの、決定されたもの	土地所有者組合/ハンター協会による提案、しかし州当局の認可が必要	土地所有者組合/ハンター協会あるいは同等のボランティア
狩猟管理区域/グループ			X
管理目的			X
管理計画			X
捕獲割当/捕獲目標			X
全地域捕獲割当/個人の狩猟免許			X

(例) イギリス, スウェーデン (ヘラジカを除くすべての種)

イギリス・スウェーデン



ドイツにおける狩猟 — 狩猟者の教育、訓練と役割

Dr. Markus SCHALLER

Technische Universität München

『野生動物管理のための狩猟学』(朝倉書店)
(梶・伊吾田・鈴木編 2012)に収録

Right to hunt 狩猟権

- 狩猟権は土地の所有権と結びついている
- 土地所有者は82 ha以上のまとまった土地を所持していなければならない
- それ以下の面積の土地所有者は狩猟共同組合のメンバーになることが法で決められている

Shooting cooperative 狩猟共同組合

- 小規模の土地は猟区に統合される
- 狩猟共同組合が猟区において誰が狩猟権を持つか決める(多数決)
- ドイツには約 7万の猟区がある
(国土の89%)
- 平均面積: 約 450 ha

ドイツでは、フォレスター自らが銃を持って、森林施業とシカ管理を一体として実施

- 狩猟森林官(4000人) 狩猟をする森林官
 狩猟教育は大学教育課程で実施(狩猟学)
- 職業的狩猟者(1000人) 山岳地帯で狩猟
- 訓練を受けた狩猟者
 狩猟森林官のもとで個体数調整や狩猟を実施

SCHALLER

日本の捕獲制度は、管理地域に捕獲数を割り当てる仕組みを欠き、捕獲の実施主体と実施者が多様で複雑

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟(登録狩猟)以外			
		許可捕獲			指定管理鳥獣捕獲等 事業
		学術研究、鳥獣の保護、 その他	鳥獣の管理 (有害捕獲)	鳥獣の管理 (個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の保護、 その他	農林業被害等 の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種 特定鳥獣	指定管理鳥獣(ニホン ジカ・イノシシ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟 区等の狩猟禁止の 区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

環境省資料

米独日の野生動物管理システム比較

国	所有権	管理主体	捕獲の制度	捕獲の担い手(狩猟人口比)
米国	公共財 自家消費のみ	州政府	管理ユニット 割当制度	狩猟者 (1/20)
ドイツ	無主物 市場に流通	土地所有者 ・ハンター 協会(州の 認可)	猟区 割当制度	狩猟者, 狩 猟森林官, 職業狩猟者 (1/250)
日本	無主物 市場に流通	環境省・林 野・農水省 都道府県・ 市町村 (管理主体があいま い)	許可区域・事業区域 狩猟 許可捕獲 (個体数調整・有害 駆除・指定管理鳥獣 捕獲)	狩猟者, 実施隊, 認定事業者 (1/670)

17

日本の課題

- ・狩猟者が趣味で行う狩猟と補助金による「許可捕獲」等、目的も主体も異なる捕獲が個別に実施され、狩猟者に捕獲の全てを委ねている。
- ・管理ユニットに捕獲数を割り当てる仕組みがない。
- ・時代に即した狩猟者を育成する制度がない
- ・捕獲技術専門家、野生動物管理専門家を教育する公的な制度が存在しない